

| | |
|--------|----------------|
| 所管部長等名 | 総務部長 水本 和博 |
| 所管課・係名 | 選挙管理委員会事務局 選挙係 |
| 課長名 | 中川 勝俊 |

| | |
|--------|--------|
| 評価対象年度 | 平成27年度 |
|--------|--------|

1 (Plan) 事務事業の計画

| | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--|------|----------------|-----------------------|-----------------------|---|----|---|----|
| 事務事業名 | 公平委員会事務事業 | | 会計区分 | 01 一般会計 | | | | | |
| | | | 款項目コード(款-項-目) | 2 | — | 1 | — | 9 | |
| 施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ) | 基本目標(章) | 6 | 市民と行政がともに歩むために | 事業コード(大-中-小) | 6 | — | 11 | — | 36 |
| | 施策の大綱(節)【政策】 | 1 | 効率的・効果的な行財政の経営 | 総合戦略での 位置づけ | 基本目標 | | | | |
| | 施策の展開(項)【施策】 | 1 | 行政の効率化の推進 | | 施策大項目 | | | | |
| | 具体的な施策と内容 | 1 | 適切な行政経営 | | 施策小項目 | | | | |
| 事務事業の概要 (全体事業の内容) | ①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を執ること ②職員に対する不利益処分についての不服申し立てに対する裁決又は決定をすること ③職員の苦情を処理すること ④定例委員会の開催(隔月:4,6,8,10,12,2月) ⑤公平委員会連合会理事会、総会、研究会への参加及び運営 ※本市公平委員会が担う役割: 熊本県公平委員会連合会会長、全国公平委員会連合会九州支部理事、全国公平委員会連合会理事 | | | | | | | | |
| 実施手法 (該当欄を選択) | ● 全部直営 | | 一部委託 | 全部委託 | | | | | |
| 根拠法令、要綱等 | 地方公務員法等 | | | | | | | | |
| 事業期間 | 開始年度 | 終了年度 | | 法令による実施義務 (該当欄を選択) | ● 1 義務である 2 義務ではない | | | | |
| | 合併前 | 未定 | | | | | | | |

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

| | | |
|---|---|--|
| 対象 (誰・何を) | 一般行政職員、条件附採用期間中の職員、臨時的任用職員 | |
| 事業内容(手段、方法等) | 成果目標(どのような効果をもたらしたいのか) | |
| ①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、及び必要な措置を執る。 ②職員に対する不利益処分についての不服申し立てに対する裁決又は決定をすること。 ③職員からの苦情相談を受け、解決に向けた処理をする。 ④人事公平制度の調査及び研究並びに資料の収集を行う。 ⑤その他、目的達成のために必要な事項及び法律に定められている事務を行う。 【勤務条件に関する措置要求】 0件 【不利益処分についての不服申し立て】 0件 【苦情相談】 0件 | 職員勤務条件、勤務環境等に関する不平・不満、苦情等を速やかに解消することにより、職員が意欲を持って、安心して職務に専念することができるようにして、公務能率の維持・向上を図る。 | |

| | | | | | | | |
|---------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| コスト推移 | 25年度決算 | 26年度決算 | 27年度決算 | 28年度予算 | 29年度見込 | 30年度見込 | 31年度見込 |
| 総事業費 (単位:千円) | - | 2,270 | 2,270 | 2,320 | 2,320 | 2,320 | 2,320 |
| 事業費(直接経費) (単位:千円) | 1,222 | 1,220 | 1,220 | 1,270 | 1,270 | 1,270 | 1,270 |
| 財源内訳 | 国県支出金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 地方債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他特定財源(特別会計→繰入金) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一般財源(特別会計→事業収入) | 1,222 | 1,220 | 1,220 | 1,270 | 1,270 | 1,270 |
| 人件費 | 25年度決算 | 26年度 | 27年度 | 28年度見込 | 29年度見込 | 30年度見込 | 31年度見込 |
| 概算人件費(正規職員) (単位:千円) | - | 1,050 | 1,050 | 1,050 | 1,050 | 1,050 | 1,050 |
| 正規職員従事者数 (単位:人) | - | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.15 |
| 臨時職員等従事者数 (単位:人) | - | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |

| 事業の活動量・実績の数値化 | 指標名 | 単位 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|---------------|-----------------------|----|----|------|-------------------|------|------|------|------|
| | | | | ① | 全国公平委員会連合会研究会への参加 | 回 | 計画 | - | 1 |
| | | | | 実績 | 1 | 1 | 1 | - | - |
| ② | 全国公平委員会連合会九州支部研究会への参加 | 回 | 計画 | - | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | | | 実績 | 1 | 1 | 1 | - | - |
| ③ | 熊本県公平委員会連合会研究会への参加 | 回 | 計画 | - | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | | | 実績 | 1 | 1 | 1 | - | - |

<記述欄>※数値化できない場合

| もたらそうとする効果・成果の数値化 | 指標名 | 指標設定の考え方 | 単位 | | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|-------------------|-----|----------|----|----|------|------|------|------|------|------|
| | | | | | ① | | | | 計画 | - |
| | | | | | | | | | - | - |
| ② | | | | 計画 | - | | | | | |
| | | | | | | | | | - | - |
| ③ | | | | 計画 | - | | | | | |
| | | | | | | | | | - | - |

<記述欄>※数値化できない場合

職員からの相談に対応すべく、各研究会へ参加し、情報の収集等に努めている。
しかし、職員からの苦情や相談が定期的に寄せられてもいないため、成果指標を掲げることが難しい。

3 (Check) 事務事業の自己評価

| 着眼点 | チェック | 判断理由 |
|---|-------------------------------------|---|
| ◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか) | ● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない | 適切な行政経営の推進において、職員の勤務条件や職場環境等の不平・不満、苦情等を解消することにより、職務への意欲を維持・向上させ、公務効率の向上が図られる。 また、自治体業務は多様であるため、公務員を取り巻く環境もさまざまである。そのような中で、職員すべての「利益の保護」と「公平な人事件の行使を保障」するため設置されている機関であるため、その必要性は高まっているものとする。 なお、本事業は、法の規定に基づく地方公共団体の基本業務である。 |
| ◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか) | ● 概ね有効である 有効でない | 職員からの相談等は、定期的に有る訳ではない。 しかし、職員に対して、更に事業を周知するための方法を検討することが必要と考える。 |
| ◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止) | ● 現行どおりでよい 見直しが必要 | 法令上、民間委託等による実施は出来ない。 また、県の人事委員会に委託することは可能ではあるが、現在、本市は県連合会会長市であるため、他市の委員会との連絡・調整等を行う必要から、委託は出来ない状況である。 しかし現在も、選挙管理委員会と本委員会の事務局業務を兼務しているため、コストや人件費は十分に削減できている。 そして本事業は、法の規定に基づく地方公共団体の基本業務であるため、受益者負担の考え方にはなじまない。 |

| 4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善 | | | |
|---------------------------|---|---------------------------|--|
| 今後の方向性 (該当欄を選択) | 1 不要(廃止) ● 4 市による実施(要改善) | 2 民間実施 5 市による実施(現行どおり) | 3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) 6 市による実施(規模拡充) |
| 今後の方向性の理由、改革改善の取組等 | (今後の方向性の理由、改革改善の取組をもたらそうとする効果など) 問題発生時早期に職員からの相談等を受け、問題の拡大防止や早期解決が出来るような環境を整備していく。 | | |
| 外部評価の実施 | 無 | | 実施年度 |
| 改善進捗状況等 | H27進捗状況 | | |
| | H27取組内容 | | |
| 決算審査特別委員会における意見等 | 特になし (委員からの意見等) | | |